



会津若松市告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、会津若松市神指町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の画定は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年3月24日

会津若松市長 菅 家 一 郎

原本と相違ないことを証明する

平成21年3月24日

会津若松市長 菅家一郎



神指町第五地区 字の区域の画定調書

新たな字名 同左に包含される区域

神指町東城 神指町大字 6の1、6の2、7、12の1、12の2、
戸 黒川字坂川 13の2、14の2、15から18まで、22から
原 24まで、25の1、25の2、26の1、27、
28、29の1から29の4まで、30、31、32
の1、32の2、44の1から44の4まで及び
これらの区域に隣接介在する道路、水路
である公有地の全部

神指町大字 79の1、79の2、82の2、82の3、83の
黒川字村東 1、83の2、83の6から83の21まで、84
際 の1から84の3まで、85、86、87の1、
87の2、88の1から88の3まで、89から
96まで、96の2、97から99まで及びこれ
らの区域に隣接介在する道路、水路であ
る公有地の全部

神指町大字 100、100の2、100の3、101から109
黒川字中久 まで、109の2、109の3、110、111
保 の1、111の2、112の1、112の2、
113から117まで、118の1から118の
3まで、120、121の2、124、125の
1、125の2、126、134、136、137
、139の1、139の2、140の口、141
から147まで、148の1、148の口及び
これらの区域に隣接介在する道路、水路

である公有地の全部

神指町大字 240 の 2、242 の 1 から 242 の 3 まで、
黒川字街道 247、248、249 の 2、249 の 3、251
西 の 2、251 の 3、275 の 1 から 275 の 4
まで、276 から 281 まで、282 の 1、282
の 2、283 の 1、283 の 2、290 の 1 か
ら 290 の 4 まで、293 の 2、294 の 1 か
ら 294 の 3 まで、301 の 2、302 の 2、
304 の 2、307 の 2 から 307 の 5 まで、
366 の 1 から 366 の 3 まで、374 のイ、
374 のロ及びこれらの区域に隣接介在す
る道路、水路である公有地の全部

神指町大字 8 の 2、387 の 1、387 の 2、389 から
黒川字村北 397 まで、399、400、406、408、410
、411 の 1、412 の 1、412 の 3、415
、419 から 422 まで、423 の 1、423 の
2、424 から 427 まで、428 の 1 から 428
の 4 まで、429 の 1、429 の 2、430、
431、433 の 1 から 433 の 3 まで、434
の 1、443 の 1、444 の 1、445 の 1、
446 から 456 まで、457 のイ、457 のロ
、458 の 1、458 の 2、459 から 461 ま
で、462 の 1、463 の 1、466 の 1、467
、468 及びこれらの区域に隣接介在する

道路、水路である公有地の全部

神指町大字 4の1から4の3まで、5の1から5の
黒川字村西 4まで、85、469、472から480まで、
481の1、481の2及びこれらの区域に
隣接介在する道路、水路である公有地の
全部